

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 33 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 1 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名 称 大阪港湾局

（２）住 所 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（１）区 域 阪神港大阪区第 3 区（天保山運河）

（２）期 間 令和 7 年 10 月 20 日から

令和 7 年 10 月 31 日まで

3 水路測量の実施方法

岸線の側線から誘導による測位、レッドによる測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。



0.4km
0.2nm

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

: 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)